

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人熊本市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

(役員)

第2条 この規程において、役員とは理事及び監事をいう。

(報酬等の支給及び額)

第3条 役員及び評議員に対し、次の通り報酬等を支給する。ただし、本会の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等及び行政機関職員の役員等に対しては、報酬等を支給しない。

- 2 役員に対する報酬等は、別表第1に定める額を支給する。
- 3 評議員に対する報酬等は、別表第2に定める額を支給する。
- 4 前項に関わらず、会長については別表第3に定める額を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員及び評議員の報酬等の支給方法については、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度支給する。ただし、会長については職員給与規程を準用し支給する。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第5条 役員及び評議員が本会の用務のため出張する場合は、旅費を支給する。

- 2 前項の規定により支給する旅費については、社会福祉法人熊本市社会福祉協議会旅費規程の例による。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月15日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、社会福祉法人熊本市社会福祉協議会役員の報酬及び費用弁償に関する規程（平成4年制定）は廃止する。

附 則

- 1 この規程は、令和7年7月1日から施行する。

別表第1（役員の報酬）

	日 額
理事会等への出席	4, 0 0 0円
監事監査等への出席	4, 0 0 0円

別表第2（評議員の報酬）

	日 額
評議員会等への出席	4, 0 0 0円

別表第3（会長の報酬）

月 額	1 0 0, 0 0 0円
-----	---------------